

著作権者不明等の場合の裁定制度が 使いやすくなりました

1. 裁定制度とは

他人の著作物を利用しようとする場合には、権利者の許諾が必要となります。しかし、権利者が不明である等の理由で権利者と連絡することができない場合もあります。その場合は、文化庁長官の裁定を受け、補償金を権利者のために供託すれば、その著作物等を利用することができます。

権利者検索

裁定申請

裁定

補償金供託

適法利用

2. 改正の内容

今回の改正では、一度裁定を受けた著作物等をより利用しやすくするため、これらの著作物等について権利者検索の要件を緩和しました。

これにより、これまで、過去に裁定を受けた著作物等を利用しようとする場合、初めて裁定を受ける際に必要な権利者検索の措置と同様の措置を再度講じる必要があったところ、より簡便な措置を選択することができるようになりました。

改正前の措置

(1) 権利者情報を掲載する資料の閲覧

- ①名簿・名鑑等の閲覧 又は ②インターネット検索



(2) 広く権利者情報を保有していると認められる者への照会

- ①著作権等管理事業者等への照会 及び ②関連する著作者団体への照会



(3) 公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ

- ①日刊新聞紙への広告 又は ②著作権情報センターのウェブサイトへの広告



改正後の措置（過去に裁定を受けた著作物等の場合）

(1) 権利者情報を掲載する資料の閲覧

- ①名簿・名鑑等の閲覧 又は ②インターネット検索

又は **NEW** ③過去に裁定を受けた著作物等に関するデータベースの閲覧

(2) 広く権利者情報を保有していると認められる者への照会

- ①著作権等管理事業者等への照会 又は ②関連する著作者団体への照会

又は **NEW** ③過去に裁定を受けた著作物等に関するデータベース
を保有する文化庁への照会

(3) 公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ

- ①日刊新聞紙への広告 又は ②著作権情報センターのウェブサイトへの広告

新たな選択肢により(1)
(2)の措置を簡便に行う
ことができるように!

裁定制度を利用される場合は、[「裁定の手引き」](#)を事前に御確認ください。

